

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令案の概要

1 背景

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とされ、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養といった分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

こうした中で、専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）について、職業教育を行う高等教育機関としての位置付けの明確化が求められていることや、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専門学校における教育の充実を図るため、専門学校の入学資格を厳格化するとともに、外部の識見を有する者による評価の努力義務化や、一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）の修了者への「専門士」の称号の付与、特定専門課程を置く専修学校への専攻科の設置等の措置を講ずるため、学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号。以下「改正法」という。）が令和6年6月14日付けで公布され、令和8年4月1日から施行される。

改正法の施行に伴い、学校教育法（昭和22年法律第26号）により委任された事項を学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）において定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うものである。

2 本政令案の概要

2-1. 学校教育法の改正に伴う施行令の整備

改正法による改正後の学校教育法第125条の2第1項において、特定専門課程を置く専修学校には専攻科を置くことができる旨を定めていることを踏まえ、専攻科の設置又は廃止については、所轄庁への届出によることを規定する。

2-2. 改正法の施行に伴う他政令の改正

改正法により専修学校専門課程に専攻科を設置することが可能となったこと及び専修学校専門課程の在籍者の呼称が「生徒」から「学生」となること等に伴い、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）等について所要の改正を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日（改正法の施行の日と同日）とする。